

外国人研修生受入れの例

外国	送 出 し 機 関 ・ 研 修 生	日本	受 入 れ を 行 う 団 体	実 務 研 修 実 施 機 関
企業が独自に研修生受入れ事業を行う場合				
	現地国の現地法人・合併企業の常勤職員(設立予定を含む)(注1)			企業の要件 左記の親企業又はその親企業が50%以上を出資する子企業 人数枠 A
	現地国の一定の要件を満たした取引先の常勤職員(注2)			左記企業と相当の取引のある企業 A
	外国の公務員、中央銀行職員、国際機関職員等			特別な要件なし A

(注1)「現地法人」とは、日本企業が100%直接出資して設立した現地法人を指します。「合併企業」とは、日本企業が20%以上を直接出資している企業を指します。

(注2)「一定の要件」とは、受入れ機関と引き続き1年以上の取引の実績又は過去1年間に10億円以上の取引の実績を有することをいいます。

		国・地方公共団体の援助・指導	企業の要件	人数枠
企業が団体を通じて研修生受入れ事業を行う場合 現地国の国・地方公共団体からの推薦を受けた者 かつ 日本で受ける研修と同種の業務に従事した経験がある者		商工会議所・商工会	会員の中小企業	B
		中小企業団体	組合員の中小企業	B
		職業訓練法人(社団)	社員の中小企業	B
		農業協同組合 農業技術協力を行う公益法人	農業を営む組合員	C
		職業訓練法人(財団)	会員の企業	A
		民法第34条による社団・財団法人	会員の企業	A

研修生の受入れ人数枠

受け入れることができる研修生の人数枠は、受入れ形態や受入れ機関の種類、常勤職員の規模によって違いがあります。上記図中右端の「人数枠」ABCは、右表の「区分」ABCと符合します。

区 分	実務研修実施機関の常勤職員数	研 修 生 の 人 数
A		常勤職員の5%以内
B	201人以上300人以下	15人
	101人以上200人以下	10人
	51人以上100人以下	6人
	50人以下	3人
C	農業を営む組合員	2人以下